

尾張旭市いじめ防止基本方針

尾張旭市教育委員会
(最終改定 平成 30 年 1 月 24 日)

目 次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための基本的な方向	2
1 いじめの定義	2
2 いじめ防止等に関する基本理念	2
(1) いじめの未然防止	2
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 関係機関との連携	4
第2 尾張旭市が実施すべき施策	5
1 いじめ防止等のための組織の設置	5
(1) 尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会	5
(2) 教育委員会の附属機関	5
2 いじめ防止等のために実施すべき施策	5
(1) 調査研究の推進	5
(2) 相談体制の整備	5
(3) 家庭・地域の連携	6
(4) 教職員の資質の向上	6
(5) インターネット上のいじめに対する対策の推進	6
(6) 広報・啓発活動	6
第3 学校が実施すべき施策	7
1 学校いじめ防止基本方針の策定	7
2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	7
3 いじめ防止等の取組	7
第4 重大事態への対処	9
1 教育委員会又は学校による調査	9
(1) 重大事態	9
(2) 重大事態の調査	9
(3) 調査結果の取扱い	10
2 市長による再調査及び措置	10
第5 その他いじめ防止等のための対策に関する事項	11

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

尾張旭市では、学校、教育委員会、家庭、地域その他関係機関が連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取り組みを展開し、「児童生徒が大切にされているという実感」を持つとともに、「互いに認め合える人間関係」をつくり、「集団の一員としての自覚と自信」を身に付けることができるよう、取組を進めてきました。

しかしながら、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであり、いじめを許さない風土づくりのため、いじめ防止等（「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」及び「いじめへの対処」を言う。以下同じ。）の取組を積極的に進めていかなければいけません。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日策定）の内容を踏まえ、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるため、策定するものです。

第1 いじめ防止等のための基本的な方向

1 いじめの定義

「いじめ」とは、法第2条の規定では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

この場合の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指します。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめ防止等のための対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようすることを旨とし行われなければなりません。そのため、児童生徒がいじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解できるように、学校、家庭、地域その他関係機関との連携により、いじめ防止等のための対策を推進します。

(1) いじめの未然防止

- 市と教育委員会は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援していきます。
- 学校は、教育活動全体を通じて、「基本的生活習慣の定着」、「人間関係・集団づくりの推進」、「規範意識の育成」、「人権教育・道徳教育の推進」、「体験活動の推進」等の観点からいじめのない教育活動を推進します。加えて、いじめに

向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを体系的・計画的に進めます。

- 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めることが求められます。
- 地域には、学校、家庭と連携し、社会全体で子どもたちを見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が連携して、子どもたちの様々な体験活動や人と関わり合う活動を支援していくことが必要です。

(2) いじめの早期発見

- 学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談体制の充実、電話相談窓口の充実を図り、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。
- 学校や教育委員会は、教職員がいじめに対する認識を深め、指導力を高めるため、研修等を充実します。
- 保護者は、子どもがいじめを受けた場合は、子どもをいじめから守るための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。

(3) いじめへの対処

- 学校は、いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を徹底して確保するとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を注意深く観察するなど再発防止に努めます。
- 学校は、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、一部の教員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的な対応を行います。また、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と協力し、連携して対応します。
- 教育委員会は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行うとともに、指導主事やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

の派遣、警察関係機関との連携などの支援をし、適切に措置が講じられるようになります。

(4) 関係機関との連携

- 学校は、事案に応じ、家庭、教育委員会への連絡・相談や、関係機関との連携を行います。
- 学校や教育委員会は、警察や児童相談所等との適切な連携を図り、情報共有体制を構築します。
- 学校や教育委員会は、教育相談の実施に当たり必要に応じて、専門機関との連携を図ります。

第2 尾張旭市が実施すべき施策

市は、いじめの防止等について、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、力を合わせて社会総ぐるみで対応していきます。

1 いじめの防止等のための組織の設置

(1) 尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会

- 法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、いじめ防止等に関する機関等により構成される、「尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。
- 教育委員会及び学校と関係機関・団体の連携を図り、関係機関等が行ういじめの防止等の取組に関して連絡調整等を行います。

(2) 教育委員会の附属機関

- 法第14条第3項に基づき、尾張旭市立小中学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成する附属機関を設置します。
- 本指針に基づくいじめ防止等のための施策に関する調査研究等を行います。
- 法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行う必要が生じた場合は、この附属機関により調査を行うこととします。

2 いじめ防止等のために実施すべき施策

(1) 調査研究の推進

- 学校、いじめ不登校対策委員会、教育研究室において、アンケート調査を実施する等により、いじめの防止等のための対策の調査、研究を行います。

(2) 相談体制の整備

- いじめの未然防止に向け相談体制の充実を図ります。スクールカウンセラー等を学校へ派遣し、具体的な悩みや問題に応え、専門的な立場から適切な助言を行い、児童生徒の心のケアに努めます。また、身近な相談役として各学校に相談員を配置します。
- カウンセラーや職員が、窓口、電話、電子メールなどを通じて対応できるよ

う相談窓口を設置し、教育全般に関する相談に対応します。また、愛知県の相談窓口を紹介するなど、いじめに悩む児童生徒や保護者の相談に対応します。

(3) 家庭・地域の連携

- P T A や地域の関係団体との連携や学校、地域、家庭が連携する体制を構築します。
- 教職員及び保護者への研修等を実施し、いじめ防止等への活動を行います。

(4) 教職員の資質の向上

- 教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育の各分野の優れた指導者を招へいし、教職員の指導力向上に向けた研修の充実を図ります。
- スクールソーシャルワークの取組ができる教職員を養成できるよう、研修を進めます。

(5) インターネット上のいじめに対する対策の推進

- 児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図ります。
- インターネットを介したいじめの未然防止や早期解決に向け、関係機関と連携してインターネットの利用に関する資料等の配布や指導を実施します。

(6) 広報・啓発活動

- 「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を実施します。
- 人権週間に合わせ、学校で各種取り組みを行い、人権意識の普及高揚を図ります。

第3 学校が実施すべき施策

学校は、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの防止等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

- 学校は、法第13条の規定に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等のための対策を行います。策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページなどで公開します。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等の取組の改善を図ります。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- 学校は、教職員などで構成した「校内いじめ不登校対策委員会」を設置し、小さな予兆や懸念、児童生徒からの訴えを特定の教職員が抱え込まないよう組織で対応します。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と協力し、連携して対応します。

3 いじめ防止等の取組

- いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、計画的・組織的な指導計画の下いじめ防止等に取り組みます。
- 各学校におけるいじめ防止等のための取組について、学校間で情報交換を行うなど、学校相互間の協力体制の充実を図ります。
- 児童生徒に「基本的生活習慣の定着」を図り、教職員や友人と信頼できる関係を構築できるよう指導に努めます。
- 「人間関係・集団づくりの推進」を図り、児童生徒たちのコミュニケーション能力の向上に取り組みます。
- 「規範意識の育成」を図り、学校やクラスの規則を守ることができるように指導を行います。
- 「人権教育・道徳教育の推進」を図り、児童生徒の豊かな情操や道徳心を養い

育てます。

- 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめ問題について考え方議論する活動や、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱の設置等、子ども同士の主体的な活動を推進します。
- 「体験活動の推進」を図り、互いを認め尊重する中で、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりに努めます。

第4 重大事態への対処

1 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態

- 学校は、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを「重大事態」と捉えます。ただし、上記にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、「重大事態」と捉える場合があります。
- 児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意して対応します。
- 「重大事態」が発生した場合は、速やかに教育委員会を通じて市長へ報告します。
- 「重大事態」でいう「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、次のような場合です。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 「重大事態」でいう「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

(2) 重大事態の調査

- 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえ、報告・調査等に当たります。
- 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断します。

- 学校が調査を行う場合は、校内に設置している「校内いじめ不登校対策委員会」を母体として調査や対応を行います。教育委員会は、学校の調査及び対応を指導・助言します。
- 教育委員会が調査を行う場合は、教育委員会の附属機関が調査を行います。
※ 学校や教育委員会が行う調査は、事実関係を明確にするための調査であつて、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものです。この際、因果関係の特定を慎重に行いながら、客観的な事実関係を速やかに調査します。

また、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るためのものです。

(3) 調査結果の取扱い

- 学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報提供を適切に行います。
- 学校は、調査の結果について、教育委員会を通じて市長に報告します。

2 市長による再調査及び措置

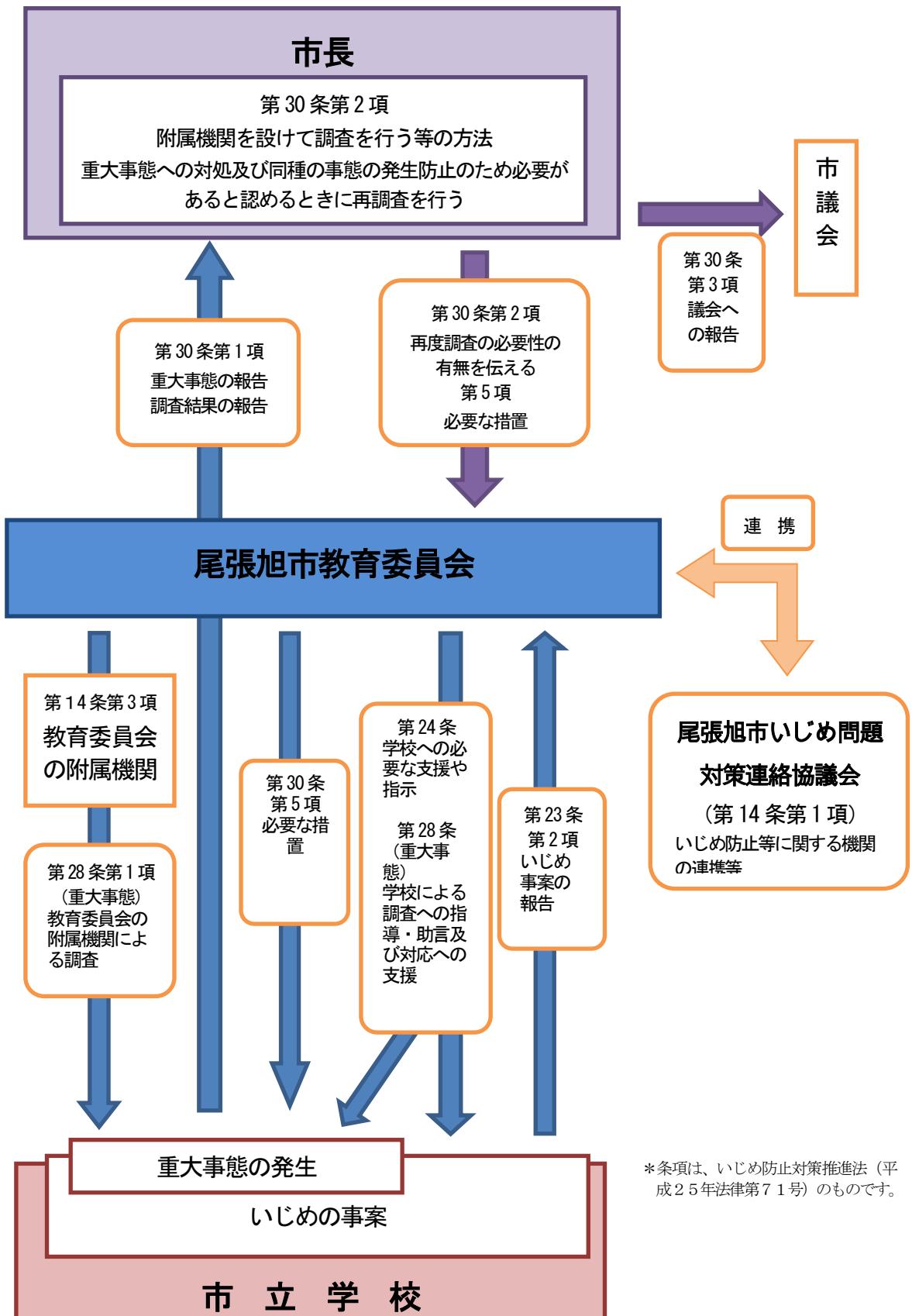
- 市長は、学校や附属機関が行った調査の結果について報告を受け、再度、調査（「以下、「再調査」という。）が必要かどうかを判断し、必要な場合は、市長は附属機関を設けるなどして、再調査を行うことができます。
- 学校や教育委員会の附属機関は、この再調査に対し、全面的に協力します。
- 市長は、再調査を行った場合、その結果を市議会に報告します。議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保します。

- 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

第5 その他いじめ防止等のための対策に関する事項

- 教育委員会は、本基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているかを、必要に応じて検証し、見直しを行います。
- 学校は、いじめ防止等に向けた取組について、学校評価を用いる等の方法で検証し、その結果を教育委員会、保護者及び地域に報告します。

【いじめ問題への組織的な体制】



いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）抜粋

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（地方いじめ防止基本方針）

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされいる疑いがあると認めるとき。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。